

## 資料 4

# 公益社団法人静岡県防犯協会連合会役員の報酬等 及び費用に関する規程

(目的)

第 1 条 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）第 89 条、第 105 条、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号）第 5 条第 13 号及び公益社団法人静岡県防犯協会連合会定款第 25 条の規定に基づき、この法人の役員の報酬等の支給の基準について定めることを目的とする。

・  
・

( 中 略 )

・  
・

(定額報酬等の額の決定)

第 4 条 常任理事の定額報酬月額、別表の常勤理事俸給表のとおりとし、各々の役員の報酬月額は俸給表のうちから、社員総会が決めるものとする。

2、3 ( 略 )

・  
・

( 中 略 )

・  
・

(改廃)

第 11 条 この規程の改廃は、社員総会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、公益社団法人静岡県防犯協会連合会の設立の登記の日（平成 24 年 4 月 1 日）から施行する。

附 則

この細則は、平成 28 年 8 月 11 日から施行する。

別表

旧

常勤理事俸給表（単位：円）

号俸	月 額	号俸	月 額
1	<u>250,000</u>	6	<u>300,000</u>
2	<u>260,000</u>	7	<u>310,000</u>
3	<u>270,000</u>	8	<u>320,000</u>
4	<u>280,000</u>	9	<u>330,000</u>
5	<u>290,000</u>	10	<u>340,000</u>

新

常勤理事俸給表（単位：円）

号俸	月 額	号俸	月 額
1	<u>300,000</u>	6	<u>350,000</u>
2	<u>310,000</u>	7	<u>360,000</u>
3	<u>320,000</u>	8	<u>370,000</u>
4	<u>330,000</u>	9	<u>380,000</u>
5	<u>340,000</u>	10	<u>390,000</u>